

令和6年度児童手当制度改革のご案内

令和6年10月（12月支給分）から児童手当の制度が改正されます！

○主な変更点について

① 高校生までが支給対象となります

支給対象が中学生から高校生まで拡充されます。

② 所得制限が撤廃されます

所得制限がなくなり、高校生までの児童を養育しているすべての家庭が支給対象となります。

③ 第3子以降の支給額（多子加算）が変わります

第3子以降の支給額が30,000円に増額します。

④ 多子加算のカウント方法が変わります

経済的負担のある大学生年代（平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の子から第1子とカウントされます。

⑤ 支払時期が年6回になります

支払時期が、偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に変わります。

変更点	制度改革前	制度改革後
手当月額	<ul style="list-style-type: none">●3歳未満 15,000円●3歳～小学校修了前まで<ul style="list-style-type: none">第1・2子 10,000円第3子以降 15,000円●中学生 10,000円●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 （特例給付）5,000円●所得上限限度額以上 →支給無し	<ul style="list-style-type: none">●3歳未満<ul style="list-style-type: none">第1・2子 15,000円第3子以降 30,000円●3歳～高校生<ul style="list-style-type: none">第1・2子 10,000円第3子以降 30,000円



制度改革については、町のホームページにも掲載しております。併せてご確認頂きますよう、お願いいたします。



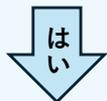
< 児童手当制度改正 手続き要否確認チャート >

現在、平取町から児童手当（特例給付）を受けていますか



大学生年代（H14.4.2生～H18.4.1生の子ども）の子どもを養育しており、3人以上の子どもを養育していますか。

高校生以下の子ども（H18.4.2以降に生まれた子ども）を養育していますか。



申請手続きが**必要**です。

手続きは**必要**ありません。

申請手続きが**必要**です。

支給対象外です。

※子どもと別居している場合（町外も含む）は別途**申請が必要**です。

○申請が**必要**な方

- ①所得制限により、児童手当を受給していない方
- ②高校生の子どものみを養育している方
- ③高校生以下の子どもを養育しており、かつ大学生年代の子どもを含めて3人以上の子どもを養育している方
- ④平取町に住所がない高校生以下の子どもを養育している方
- ⑤平取町に住所がない大学生年代の子どもを含めて3人以上の子どもを養育している方

→①～③に該当する方は、平取町から別途通知いたします。

④～⑤に該当する方は、下記連絡先までお問合せください。

○申請が**不要**な方

- ・児童手当または特例給付を受給中の方で、平取町に住所がある子どもが**3人未満**であり、高校生のお子さんを養育している
 - ・児童手当または特例給付を受給中の方で、平取町に住所がある子どもが**3人以上**であり、令和6年度末で19～22歳までの子どもを養育していない
- 増額の対象となる場合は、平取町の職権にて増額改定の手続きを行います。増額の対象者へ12月支給日までに決定通知書を送付いたします。

○申請受付期限

1次締切 令和6年11月8日（金）

※締切期間を過ぎると支給が遅れる可能性があります。

最終締切 令和7年3月31日（月）

お問い合わせ先

平取町役場 保健福祉課子育て支援係
電話：4-6112（直通）